

市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

市民税・県民税・森林環境税の課税対象者には、6月中旬以降に納税通知書を送付します(※)。課税対象者、税額、納期等については、本号と同時に配布する「暮らしのしおり」7ページを参照してください。

(※)給与から特別徴収(給与天引き)の人は、5月中旬から順次勤務先に税額通知書を送付しています。



市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

令和8年1月1日時点で、次のいずれかに該当する人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下

●市民税・県民税の「所得割」が課税されない人

- ・扶養親族がいない人⇒前年の総所得金額等が45万円以下
- ・扶養親族がいる人⇒前年の総所得金額等が[35万円×(1+扶養親族数)+42万円]以下

●市民税・県民税の「均等割」が課税されない人

- ・扶養親族がいない人⇒前年の合計所得金額が42万円以下
 - ・扶養親族がいる人⇒前年の合計所得金額が[32万円×(1+扶養親族数)+28万9000円]以下
- ### ●森林環境税が課税されない人
- ・扶養親族がいない人⇒前年の合計所得金額が41万5000円以下
 - ・扶養親族がいる人⇒前年の合計所得金額が[31万5000円×(1+扶養親族数)+28万9000円]以下

市民税・県民税・森林環境税の納税が困難な場合

◆下記に該当する人は申請により各税が減額・免除される場合があります

- 生活保護減免** 令和8年1月2日以後に生活保護法の規定による保護を継続して受けている人
- 死亡減免** 令和8年1月2日以後に死亡し、前年中の合計所得金額が500万円以下の人
- 勤労学生減免** 令和8年1月1日時点で、勤労による所得がある学生・生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の人
- 所得減少減免** 単身世帯もしくは控除対象配偶者又は扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、病気・会社都合による退職等で、令和8年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額の半分以上になると見込まれる人
- 災害減免** 火災等、災害により被害を受けた人

◆減額又は免除の対象となる税額

- ➡当該保護を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に納期が到来する市民税・県民税額の全額
- ➡➡申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の全額

- ➡申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の半額
 - ➡被害の状況に応じて定められた額
- ※①④は申請の日以後に納期が到来する森林環境税も全額免除されます。

◆申請方法

各申請期限までに、申請書と添付書類(以下参照)を持って市民税課へ。

申請期限

- ・市民税・県民税▶①~④➡各納期限 ⑤➡災害発生の日から30日以内
 - ・森林環境税▶①④⑤➡各納期限
- ※申請書は同課・市HPで配布。

◆添付書類

- ➡なし。ただし、令和8年1月2日以後に転出した場合は、転出先の自治体で生活保護を受けていることを証明する書類
- ➡なし
- ➡在学を証明する書類(学生証、卒業証書等)
- ➡所得減少の理由を証明する書類(雇用保険受給資格者証等)及び令和8年の所得内訳がわかる書類(給与明細等)
- ➡り災の程度を証明する書類等

令和8年度の主な税制改正

～いわゆる「年収の壁」の見直しへ～

物価上昇や"働き控え"への対応のため、以下の改正が行われました。



詳細は市HP参照

給与所得控除の見直し

給与所得控除額の最低保障額が、65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。
※給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額の変更はありません。

また、家内労働者等の必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者等を除く)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいる場合、特定親族特別控除が受けられます。(右表参照)
なお、特定親族特別控除が適用される親族は、市民税・県民税・森林環境税の非課税の判定等における扶養親族数には含まれません。

特定親族特別控除額

親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

所得控除の所得要件の改正

下表の所得控除を適用できる所得要件の金額が10万円引き上げられました。

所得控除の種類	所得要件	改正後	改正前
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親控除	ひとり親が生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下	48万円以下



パート勤務者の場合

※パート収入のみの人

パート収入が年間いくら以下なら、税金の面で夫の扶養に入れるの?

改正前は103万円でしたが、改正により123万円に引き上げられました

パート収入が年間いくら以下なら、税金を払わなくてよいの?

改正前は96万5000円でしたが、改正により106万5000円に引き上げられました(扶養親族がいない場合)



65歳以上・年金生活者の場合

※年金収入のみの人

年金が年額いくら以下なら、税金の面で夫の扶養に入れるの?

改正前は158万円でしたが、改正により168万円に引き上げられました

※年金所得者(65歳以上)で市民税・県民税・森林環境税が課税されない人の要件は、扶養親族がいない場合は年金の年額が151万5000円以下、扶養親族が1人いる場合は201万9000円以下で、改正はありません。